

碧南市教育委員会 5 月定例会議事日程表

令和 8 年 5 月 2 8 日（木）
午後 2 時～
碧南市役所 4 階 庁議室

1 開会の辞

2 教育長報告

3 前回会議録の承認について

4 議 案

(1) 協議事項

碧南市学校運営協議会規則の制定について (資料 1)
(学校教育課)

(2) 報告事項

ア 令和 8 年度 6 月補正予算（案）について (当日資料)
(関係各課)

イ 令和 8 年度教育委員会学校教育課・教育委員学校訪問について (資料 2)
(学校教育課)

(3) その他

ア 各課報告

イ 今後の予定

(ア) 学校訪問（大浜小学校）

令和 8 年 6 月 1 8 日（木）午前 9 時 2 5 分 大浜小学校玄関前集合

(イ) 6 月定例会

令和 8 年 6 月 2 5 日（木）午後 2 時から 碧南市役所 4 階庁議室

5 閉会の辞

教育長 活動報告

月 日	曜日	行 事	場 所
4月27日	月	三河部都市・町村教育長協議会	知立市中央公民館
5月1日	金	文協祭開会式	文化会館
5月3日	日	全国女子軟式野球選抜交流碧南大会	臨海グラウンド
5月8日	金	碧南市教育研修会総会	文化会館
5月9日	土	退職公務員連盟碧南市部総会	文化会館
5月11日	月	校長会	議員大会議室
5月12日	火	文化財保護審議会	藤井達吉現代美術館
5月12日	火	交通安全都市推進協議会地域部会	芸術文化ホール
5月14日	木	本会議（臨時会）	議場
5月14日	木	辞令交付式（監査委員）	市長室
5月15日	金	全国都市教育長協議会第76回定期総会・研究大会	高知県立県民文化ホール
5月19日	火	表敬訪問（アイシンティルマーレ碧南Vリーグシーズン結果報告）	応接室A
5月19日	火	碧南文化協会定期総会	文化会館
5月20日	水	スポーツ少年団総会	臨海体育館
5月21日	木	総務文教部会	議員大会議室
5月21日	木	西三河地方教育事務協議会教育長会議	西三河総合庁舎
		西三河地方教育事務協議会	
5月26日	火	青少年育成市民会議	文化会館
5月27日	水	小中学校幼稚園PTA連絡協議会総会	文化会館
5月28日	木	定例教育委員会	庁議室

教育長 活動予定

月 日	曜日	行 事	場 所
5月29日	金	水族館協議会	海浜水族館
5月31日	日	花しょうぶ剣道大会	臨海体育館
6月1日	月	学校訪問	棚尾小学校
6月4日	木	校長会	議員大会議室
6月4日	木	スポーツ推進審議会	臨海体育館
6月4日	木	学校施設開放運営審議会	臨海体育館
6月4日	木	碧南市スポーツ協会総会	臨海体育館
6月5日	金	少年少女発明クラブ役員会	商工会議所
6月7日	日	消防団観閲式	碧南消防署
6月8日	月	学校訪問	新川小学校
6月10日	水	本会議（1日目）	議場
6月11日	木	本会議（2日目）	議場
6月12日	金	本会議（3日目）	議場
6月16日	火	本会議（4日目）	議場
6月16日	火	予算審査特別委員会	議員大会議室
6月17日	水	総務文教委員会	第1委員会室
6月17日	水	総務文教分科会	議員大会議室
6月17日	水	表敬訪問（ドリームライブダンスコンテスト出場報告）	応接室A
6月18日	木	学校訪問	大浜小学校
6月19日	金	非公開（まなびさぼーと資金支給審査会）	教育委員会室
6月20日	土	華道家元池坊東海支部西三地区花展	芸術文化ホール
6月20日	土	サッカー協会総会	東部市民プラザ
6月23日	火	市民憲章推進協議会総会・講演会	大会議室
6月24日	水	予算審査特別委員会	議員大会議室
6月24日	水	青少年問題協議会	文化会館
6月24日	水	部活動地域展開検討委員会	談話室1
6月25日	木	定例教育委員会	庁議室

令和 8 年碧南市教育委員会 4 月定例会 会議録

1 日時 令和 8 年 4 月 23 日（木） 午後 2 時から午後 3 時 28 分まで

2 場所 碧南市役所 4 階 庁議室

3 出席者

(1) 教育委員

委員 岡本 明弘、委員 大村 幸、委員 榊原 京子、委員 深津 茂樹、
教育長 小澤 徹

(2) 事務局職員

教育部長 岡本 和雄、庶務課長 磯貝 幸満、学校教育課長 鎌谷 祥行、
生涯学習課長 金原 厚夫、藤井達吉現代美術館副館長 木村 理恵子、
藤井達吉現代美術館事務長 山田 光則、スポーツ課長 中嶋 忠彦、
海浜水族館課長補佐 井上 貴光、庶務課庶務係長 齋藤 堂晴

4 傍聴者 0 人

5 議案

(1) 報告事項

- ア 3 月議会総括質疑内容及び回答について
- イ まなびさぽーと資金支給審査に係る諮問について
- ウ 小中学校みどりの学校の実施について
- エ 教育相談事業報告について

(2) その他

6 会議の概要

日程第 1 開会の辞

日程第 2 教育長報告

教育長が資料に基づき説明した。

〈意見・質疑なし〉

日程第 3 前回会議録の承認について

〈意見・質疑なし〉

事務局より会議録署名者に岡本明弘委員と大村幸委員を指名し、事務局案
で承認された。

日程第 4 議案

報告事項エ 教育相談事業報告について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項により
非公開とすることで決定。

報告事項ア 3月議会総括質疑内容及び回答について

関係課長が資料1に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

岡 本 委 員 1月から3月までは給食費を徴収しないということでそれを無償化と呼んでいたと思います。

4月以降は、国の方から補助が出ますから引き続き無償化ということになっていると思うのですが、制度自体どのように変わっているのでしょうか。

教 育 部 長 給食費の1月から3月分については、国からの臨時交付金を充てさせていただいていました。これについては、臨時交付金の使い道にメニューがいろいろあったのですが、その中で碧南市は給食費の無償化を図りましょうということで実施してきました。

そして、この4月からの無償化については、小学校について月額5,200円、夏休みの給食がない期間を除く11ヶ月分を交付金という形で国からその給食費の負担軽減のための目的に使ってくださいということでお金が下りてきます。それを活用して実施していくことになります。

要するに、1月から3月は、市が独自の施策として実施し、この4月からは、国全体として実施するという形になっています。

岡 本 委 員 給食費を徴収しないということに変わりはないのですね。

教 育 部 長 そのとおりです。

審議の結果、了承された。

報告事項イ まなびさぽーと資金支給審査に係る諮問について

庶務課長が資料2に基づき説明した。

〈意見・質疑なし〉

審議の結果、了承された。

報告事項ウ 小中学校みどりの学校の実施について

学校教育課長が資料 3 に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

榊 原 委 員 来年度からみどりの学校の経費を保護者から負担いただくということで既に積立てが始まっているとのことですが、保護者に対しては既に案内がされているということですか。

学校教育課長 そうです。昨年度末に保護者には通知文書を出し、今年度の集金の案内の中で積立てについてお知らせしています。

榊 原 委 員 案内に対して保護者から意見等ありましたか。

学校教育課長 新聞報道もあり、質問があるかなと構えていたのですが、苦情めいたものはありませんでした。

あつた電話は、「過去に私達払ってなかったの？」という質問、自己負担額全体の集金額を毎月の集金額として読み取られた方からの質問の 2 件程でした。

岡 本 委 員 資料に書いてある「児童生徒については全額を市が負担、引率者は県旅費支給分を徴収する」というのはどういうことですか。

学校教育課長 教職員の分も施設に支払うのですが、その後教職員の分については県から旅費が支給されますので、その分を市に納めてもらうということになります。

教 育 長 施設からの請求書が児童生徒の分、教職員の分と全部まとめてきますので、市が施設に支払います。

教職員は県費負担ということで旅費が支払われますので、これを徴収しないと旅費の 2 重取りということになってしまいます。それを防ぐために県から受けた旅費を市に納めてもらうということになります。

岡 本 委 員 毎年同じことをやっているのですか。

学校教育課長 いつも同じことをやっています。

岡 本 委 員 市の財政がひっ迫しているから徴収するのかなと思ってしまいました。

深 津 委 員 教育長先生は、開校式を小学校のうち 1 校、中学校のうち 1 校に毎年行かれるのですか。

教 育 長 交互に行かせてもらいます。これまで教育委員さんに行っていただけでいたのですが、皆さん一通り見ていただきましたし、課長から説明のあった通り、滞在時間が短い反面、移動時間、拘束時間でほぼ1日になってしまいます。市の予算を使ってやっている事業ですので、教育委員会としては見に行かなければならないということで、私が今年度、小学校の開校式に行っておいさつをさせてもらい、中学校は行きません。来年度は中学校に行くことになります。結局、市内の学校でも1番初めの学校にしか行っていません。学校側からも了承いただけていますので、以上の形でやってみたいと思います。教育委員さんが行きたいと強く要望されるようでしたらおっしゃってください。

学校教育課長 教育長の都合がつかない場合には、学校教育課の職員で対応する予定です。

審議の結果、了承された。

《午後3時15分 休憩》

《関係者以外退席》

《午後3時17分 再開》

報告事項エ 教育相談事業報告について

関係部局職員以外は退席の上、秘密会として進行。

審議の結果、了承された。

(午後3時28分 閉会)

以上のとおり会議録を作成して、署名する。

令和8年5月28日

委員

委員

碧南市学校運営協議会規則の制定について

1 制定の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるため、新たに規則を制定する。

2 制定の概要

(1) 協議会の目的（第 2 条関係）

協議会は、学校（碧南市立学校の設置に関する条例（平成 3 年碧南市条例第 61 号）別表に規定する学校をいう。以下同じ。）の運営及び当該運営への必要な支援について協議する機関として、碧南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び学校の校長（園長を含む。以下同じ。）の権限及び責任の下、地域住民（当該学校の学区の住民をいう。以下同じ。）、保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への理解、協力、参画等を促進することにより、学校と地域住民等との相互の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）の健全育成に取り組むことを目的とする。

(2) 設置（第 3 条関係）

ア 教育委員会は、（1）の目的を達成するため、学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、2 以上の学校について共同で協議会を置くことができる。

イ 教育委員会は、アの規定により協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援について協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴取するものとする。

ウ 教育委員会は、アの規定により協議会を置くときは、対象学校にその旨を通知するものとする。

(3) 学校運営に関する基本的な方針の承認（第 4 条関係）

ア 対象学校の校長は、毎年度、次に掲げる事項について、基本的な方針（以下「基本方針」という。）を作成し、協議会の承認を得なければならない。

（ア）学校経営計画に関すること。

（イ）教育課程の編成に関すること。

（ウ）（ア）及び（イ）に掲げるもののほか、校長が必要であると認めること。

イ 対象学校の校長は、アの規定により承認された基本方針に従って学校運営を行うものとする。

(4) 学校運営等に関する意見の申出（第 5 条関係）

ア 協議会は、対象学校の運営に関する事項（イに規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

イ 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に係る（3）アの規定により承認した基本方針の実現に資する一般的な事項（特定の個人に関する事項を除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

ウ 協議会は、ア又はイの規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(5) 学校運営等に関する評価（第 6 条関係）

協議会は、毎年度、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(6) 住民参画の促進等のための情報提供（第 7 条関係）

ア 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

イ 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援についての協議の結果に係る情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(ア) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援について当該対象学校の地域住民及び当該対象学校に在籍する児童等の保護者の理解を深めること。

(イ) 対象学校と（ア）に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(7) 組織（第 8 条関係）

ア 協議会は、委員 15 人（（2）アただし書に規定する場合にあっては、20 人）以内で組織する。

イ 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(ア) 対象学校に在籍する児童等の保護者

(イ) 対象学校の地域住民

(ウ) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(エ) 対象学校の教職員

(オ) 学識経験者

(カ) 関係行政機関の職員

(キ) (ア) から (カ) までに掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

ウ 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、イの委員の任命について、当該対象学校の校長から意見を聴取するものとする。

エ 委員の任期は、任命された日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、オの規定により任命される委員の任期は、前任者の残任期間とする。

オ 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

カ 委員は、再任されることができる。

(8) 会長及び副会長（第 9 条関係）

ア 協議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

イ 会長は対象学校の校長が指名し、副会長は会長が指名する。

ウ 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

エ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(9) 会議（第 10 条関係）

ア 協議会は、会長がその対象学校の校長と協議した上で、招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、当該対象学校の校長が招集する。

イ 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

ウ 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

エ 会長は、必要があると認めるときは、対象学校の校長と協議の上、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(10) 守秘義務等（第 11 条関係）

ア 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

イ アに定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(ア) 委員たるに適しない非行があること。

(イ) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。

(ウ) ア及びイに掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきた

す言動を行うこと。

(11) 協議会の適正な運営を確保するために必要な措置（第 12 条関係）

ア 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

イ 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(12) 委員の解任（第 13 条関係）

ア 教育委員会は、次のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(ア) 本人から辞任の申出があった場合

(イ) (10) の規定に違反した場合

(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められる場合

イ 教育委員会は、アの規定により委員を解任するときは、当該委員にその理由を示さなければならない。

(13) 報酬（第 14 条関係）

委員は、無報酬とする。

3 施行期日

公布の日

碧南市学校運営協議会規則をここに公布する。

令和 8 年●月●日

碧南市教育委員会教育長 小 澤 徹

碧南市教育委員会規則第●●号

碧南市学校運営協議会規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 7 条の 5 の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（協議会の目的）

第 2 条 協議会は、学校（碧南市立学校の設置に関する条例（平成 3 年碧南市条例第 6 1 号）別表に規定する学校をいう。以下同じ。）の運営及び当該運営への必要な支援について協議する機関として、碧南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び学校の校長（園長を含む。以下同じ。）の権限及び責任の下、地域住民（当該学校の学区の住民をいう。以下同じ。）、保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への理解、協力、参画等を促進することにより、学校と地域住民等との相互の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）の健全育成に取り組むことを目的とする。

（設置）

第 3 条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、学校ごとに協議会を置くものとする。

ただし、教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、2 以上の学校について共同で協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援について協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴取するものとする。

3 教育委員会は、第 1 項の規定により協議会を置くときは、対象学校にその旨を通知するものとする。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第 4 条 対象学校の校長は、毎年度、次の各号に掲げる事項について、基本的な方針（以下「基本方針」という。）を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、校長が必要であると認めること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本方針に従って学校運営を行うものとする。

（学校運営等に関する意見の申出）

第 5 条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に係る前条第 1 項の規定により承認した基本方針の実現に資する一般的な事項（特定の個人に関する事項を除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前 2 項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

（学校運営等に関する評価）

第 6 条 協議会は、毎年度、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

（住民参画の促進等のための情報提供）

第 7 条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次の各号に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援についての協議の結果に係る情報を積極的に提供するように努めるものとする。

- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援について当該対象学校の地域住民及び当該対象学校に在籍する児童等の保護者の理解を深めること。
- (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

（組織）

第 8 条 協議会は、委員 15 人（第 3 条第 1 項ただし書に規定する場合にあっては、20 人）以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童等の保護者
- (2) 対象学校の地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該対象学校の校長から意見を聴取するものとする。

4 委員の任期は、任命された日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、次項の規定により任命される委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

6 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第9条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は対象学校の校長が指名し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第10条 協議会は、会長がその対象学校の校長と協議した上で、招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、当該対象学校の校長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、対象学校の校長と協議の上、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

（守秘義務等）

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるに適しない非行があること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第 1 2 条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

（委員の解任）

第 1 3 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第 1 1 条の規定に違反した場合

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められる場合

2 教育委員会は、前項の規定により委員を解任するときは、当該委員にその理由を示さなければならない。

（報酬）

第 1 4 条 委員は、無報酬とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

報告事項ア 令和8年度6月補正予算（案）について（関係各課）

当日資料のとおり

各小中学校長 殿

碧南市教育委員会教育長

令和 8 年度教育委員会学校教育課 学校訪問の実施について（通知）

このことについて、下記とおり実施します。
つきましては、適切に学校訪問が実施されるようご配慮ください。

記

1 目的

令和 8 年度年度学校経営の実情を把握するとともに、指導上の問題点について懇談し、校内現職教育の推進に資する。

2 日程

訪問日は、5 時間授業で児童生徒が下校する日課とする。日程等は原則として、以下のとおりとする

(1) 校長による学校経営の概要説明（10 分程度）

(2) 公開授業（3 時間程度）

ア 校長、教頭、主幹、教務主任、校務主任を除く全員の公開授業を実施する。

※非常勤講師の公開授業実施の有無は、校長判断とする。

※非常勤講師が公開授業を実施する場合は、学習指導案を作成する必要はない。しかし、授業懇談を希望する場合は、学習指導案を作成する。

イ 教頭、主幹、教務主任、校務主任は課長補佐、指導主事とともに授業参観に参加する。

※課長は 1 校時に 1 人の参観（15 分）として、3 時間で 2 人までとする。課長補佐、指導主事は 1 校時に 2 人～3 人の授業を参観する。

ウ 道徳または特別活動を実施する。

エ 小学校外国語、通級指導教室については、本務校での公開とする。

オ 授業懇談のある公開授業は最大 26 人とし、常勤・非常勤講師については校長の要請があった場合は相談する。

(3) 授業懇談（100 分程度 ※1 人 15 分程度）

ア 原則、経験年数 20 年以下の教員（最大で 26 人）について、授業についての懇談を課長、課長補佐、指導主事 3 名、市出向教員 1 名の内 4～5 人で行い、各学校の教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任は各会場の懇談に参加する。西三の教育主事、スポーツ課・生涯学習課の担当係長にも参加を依頼し、指導の充実を図る。（課長の懇談は 2 人までとする。）また、可能な限りで時間をつめて予定する。

イ 校長は、教育長・課長と懇談を行う。

(4) 質疑と指導（50 分程度）

「令和 8 年度学校経営案」及び「教職員の資質向上の具体的な取り組みと成果について」の質疑を 1 会場で行う。

(5) 諸帳簿点検は夏季休業中に行う。（1 日に 3 校程度巡回する。点検項目は軽減する。）

報告事項イ 令和 8 年度教育委員会学校教育課・教育委員学校訪問について

3 事前提出物

(1) ～ (5) を含む当日の要項を訪問人数＋1 部、訪問の9 日前までに市教委学校教育課宛に提出する。なお、教育委員が訪問する学校は教育委員用の要項（教育委員会庶務課より依頼）を教育委員会庶務課宛に提出する。

※スポーツ課 内藤先生（担当係長）と生涯学習課 濱村先生（担当係長）の職名は指導主事と記載する。

※西三河教育事務所 竹中先生の職名は指導主事とする。

(1) 日程

(2) 授業懇談割り振り表

(3) 学習指導案（公開授業 授業者各 A 4 版 1 ～ 2 枚）

※教科書以外の教材を選んだ場合は、どの教科でも教材を添付する。

※T T の授業の場合は、T₁やT₂のそれぞれの指導者の支援・役割について明記する。

※特別支援学級・通級指導教室・日本語指導教室での指導案については個別の支援枠等を作る。

※指導案については学校で内容の検討を行い、教員の授業力向上につなげる。また、提出にあたっては、記載に間違いがないか、必ず確認する。

※I C T 機器（P C、タブレット、デジタル教科書、書画カメラ等を含む）の効果的な使用場면을計画する。

(4) 「教職員の資質向上の具体的な取り組みと成果について」（A 4 版 1 枚程度）

4 その他

(1) 給食費については、課長補佐が、市教委分をまとめて支払う。

(2) 訪問者一覧を参考にして授業参観者の割り振りをする。訪問者が多い場合は、参観者全員に付き添いをつけていただく必要はありません。

担 当 学校教育課（神谷）

電 話 0 5 6 6－9 5－9 9 1 8

F A X 0 5 6 6－4 1－7 2 8 1

令和 8 年度 教育委員会学校教育課・教育委員 学校訪問について

時 程	内 容
9:30～ 9:40	学校経営の概要説明(日程説明) ・日進小学校、西端小学校、中央中学校、西端中学校については時程を 1 時間下げてもよい。(教育委員訪問(給食なし)がある場合は時程を下げない)
9:45～ 10:30	公開授業 1・2・3 (中学校は 1 校時を 50 分で設定する。)
10:50～ 11:35	※教育委員スケジュール(給食あり) 9:30 教育委員来校 10:30 教育委員への概要説明 10:40～10:50 教育委員公開授業参観 10:50～12:30 給食 12:30～13:00 教育委員との懇談 13:00～13:30 教育委員退校 13:30 ※教育委員スケジュール(給食なし) 9:30 教育委員来校 9:35～ 9:45 教育委員への概要説明 9:45～11:35 教育委員公開授業参観 11:35～12:05 教育委員との懇談 12:05 教育委員退校
11:45～ 12:30	
13:20～ 15:00	
15:10～ 16:00	質疑と指導(全体会) ※各校の休憩時間までに終える

令和 8 年度 教育委員会学校教育課訪問日及び訪問者

学 校 訪 問 日	小中学校	教育委員会訪問者・懇談会担当(懇談会場数)	教育委員訪問
6 月 1 日(月)	棚尾小学校	教育長・課長・神谷・山本・伊藤・田中【内藤】(7)	
6 月 8 日(月)	新川小学校	教育長・課長・神谷・山本・伊藤・田中【竹中】(7)	
6 月 18 日(木)	大浜小学校	教育長・課長・神谷・山本・伊藤・田中【内藤】(7)	○
6 月 29 日(月)	中央小学校	教育長・課長・神谷・山本・伊藤・田中【濱村】(7)	
7 月 9 日(木)	鷺塚小学校	教育長・課長・神谷・山本・伊藤・田中【濱村】(7)	
10 月 1 日(木)	中央中学校	教育長・課長・神谷・山本・伊藤・田中(6)	
10 月 8 日(木)	日進小学校	教育長・課長・神谷・山本・伊藤・田中(6)	○
10 月 19 日(月)	東中学校	教育長・課長・神谷・山本・伊藤・田中(6)	
10 月 22 日(木)	新川中学校	教育長・課長・神谷・山本・伊藤・田中(6)	
11 月 5 日(木)	南中学校	教育長・課長・神谷・山本・伊藤・田中【竹中】(7)	
11 月 9 日(月)	西端中学校	教育長・課長・神谷・山本・伊藤・田中(6)	○(給食)
11 月 19 日(木)	西端小学校	研究発表会	○